

JICA国際協力専門員の仕事

第一東京弁護士会会員

磯井 美葉 ● Isoi, Miha

本年4月から、独立行政法人国際協力機構(JICA)の本部で、「国際協力客員専門員」として常勤しています。

JICAは、日本の政府開発援助(ODA)を実施する機関で、途上国に対する技術協力プロジェクトや円借款事業、ボランティア(青年海外協力隊など)派遣をしています。その中で、私がかかわっているのは、「法整備支援」あるいは「国際司法支援」といわれる、法律分野の国際協力です。

日本は、1990年代後半から、アジアを中心に法律分野の支援をしています。主なものとして、特に民事分野の法律づくりに対する支援(ベトナム、カンボジア、ウズベキスタン、中国、ネパールなど)、法曹養成に関する支援(ベトナム、カンボジア、ラオスなど)、弁護士会に対する支援(カンボジア、モンゴル、ベトナムなど)、和解・調停制度の構築支援(モンゴル、インドネシアなど)があります。

このような支援は、日本のみならず、各国も行っており、旧植民地に対する旧宗主国の支援や、最近では、市場経済体制に移行する旧社会主義国への支援、戦争や内乱を経た国の復興支援などが増えています。

日本による支援の結果、市場経済化を進めているベトナムや中国で、日本のアドバイスを取り入れた法律ができたり、モンゴルでは、日本の弁護士会活動や和解調停制度が参考にされたりしています。ポル・ポト時代の虐殺の後、法制度も機能せず、法律家も10人足らずだったカンボジアでは、日本との協力で民法や民事訴訟法ができ、法曹人材も多数養成されています。また、最近では、このような日本の支援を知って、新たに支援要請をしてくる国も出てきています。

今の私の仕事は、法整備支援を担当するJICA

職員に対して、法律家の視点からアドバイスをすることです。

JICAの法整備支援プロジェクトは、日本と現地の多数の関係者が協力して行われており、まず、日本からは、弁護士、検察官、裁判官、大学教授の方々が、現地に「長期専門家」として、1年から2年の任期で、派遣されています。そして、現地で生活し、法曹や法律機関の人たちと協議しながら、仕事をしています。

一方、日本国内にも支援体制が組まれており、大学教授、現役の裁判官や弁護士、法務省の方たちが、プロジェクトに対してアドバイスをしています。

JICA本部では、このようなさまざまな関係者と連携しながら、プロジェクトを進めたり、途上国からの要望に基づいて新しいプロジェクトをデザインしたり、プロジェクトの成果をモニタリングしたりしているのですが、そのような業務には、プロジェクトの内容に関する法律的な知識が必要です。そこで、弁護士出身の「専門員」が、JICA職員に対してアドバイスをしたり、直接、関係者と連絡・調整したりしてお手伝いしています。

このような立場の弁護士としては、私は国内で二人目で、もう一人、第二東京弁護士会の佐藤直史弁護士が、3年前からご活躍中です。

私が今の立場について約半年ですが、これまでの仕事内容を少しご紹介します。

①国内のアドバイザー会議への出席

たとえば、カンボジアの法案起草プロジェクト、ネパールの民法改正プロジェクトなどでは、日本国内のアドバイザーと現地専門家をテレビ会議で接続して、話し合いをします。ほかにも各国のプロジェクトで同種の会議があり、私も出席して意見を述べたりしています。

②日本で行われる研修の準備と参加

カンボジアやベトナムからは、不動産登記制度の見学のため、現地の法律家が来日し、ネパールからは、新しい民法の起草チームが来日して、アドバイザーの先生方と集中協議を行いました。東

ティモールからは、法令起草能力向上のための研修のため、司法省の担当者が来ています。このような研修は、日本の法務省や弁護士会に受け入れていただくのですが、私も一部に同席して進捗を確認しています。

今後も、カンボジアの裁判官・検察官学校の教官たちを対象にした研修や、中央アジア4カ国(カザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、キルギスタン)から研修生を招いて、各国の担保制度を比較するセミナーなどが予定されています。

③海外出張

新規プロジェクトのデザイン、進行中のプロジェクトのモニタリングや評価などのために関係者が日本から現地に出張することがあります。

6月には、4名のチームでモンゴルに出張し、現在準備中の新しいプロジェクト(ADR制度の拡充)のため、現地の弁護士会や最高裁判所などの関係者と協議してきました。

④情報発信と日本国内の人材発掘

これまでのJICAのプロジェクトの理念や特徴を研究し、報告書にまとめる作業が行われており、私も4月から加わりました。

日弁連や法務省が行うセミナーやシンポジウムにスピーカーとして参加したり、大学で出張講義をしたりすることもあります。

7月には、名古屋大学・法務省の方とともに韓国に出張し、法整備支援をテーマにした会議で、日本の活動を紹介しました。

上記のほか、日常的に、現地の専門家や日本の関係者とのメール等のやりとりや、さまざまな方からの、プロジェクトや途上国の法制度に関する問い合わせに対応したりすることもあります。

私はもともと、弁護士になって6年余り、国内の一般民事事件、刑事事件などをしていましたが、国際司法支援活動に興味があり、日弁連の国際交流活動にも参加してきました。

そして、2006年9月から2008年11月までの2年2か月間、JICAのモンゴル弁護士会に対する

支援プロジェクトの「長期専門家」として、首都ウランバートルに赴任しました。

モンゴルでは、法務内務省の一室にオフィスをもらい、法務省や研修機関の担当者、弁護士や裁判官たちと一緒に仕事をしていました。個人や中小企業の依頼者の相談を受けて、裁判所に行ったり、というそれまでの弁護士業と異なり、大きな視点にたって制度を作る仕事に、最初は戸惑いましたが、法律や制度の意義を、これまでと違う視点で考えることができて、とてもよい経験になりました。

モンゴル赴任中に、今のポジションの募集を知り、「せっかく、事務所やクライアントにも迷惑をおかけして弁護士の仕事を中断し、この分野に飛び込んだのだから、もうしばらくこの分野を経験してみるいいチャンスかもしれない」と思い、事務所に再びわがままを言って、応募しました。英語力のスコアを提出するために、ウランバートル市内の、美容院とインターネットカフェを兼ねた小さなセンターでTOEFLを受験したりもしました。

モンゴルから日本に帰国して、支援全体を見渡せる場所に来ると、国やプロジェクトの内容によって、いろいろな考え方があることがわかります。社会主義国の法律家の考え方も国によってさまざまなこと、紛争復興国で司法がどのように機能しているか、といったことにも触れることができ、大変興味深いです。

一方、独立行政法人に対する締め付けが厳しくなる一方ですが、手続や会計の透明性の名の下に、柔軟性がなくなり、かえって効率も悪く、無駄が増えているように感じることもあります。

法律ができたり、法曹人材が育成されたりした結果として、人々の権利が適切に守られるという変化が目に見えるまでには、相当時間がかかります。具体的な成果を望みすぎると息切れしかねませんが、さまざまな国の法律家と知り合ったり、好奇心を刺激されたりすることを励みにしつつ、もうしばらく、楽しく悩んでみようと思っています。